

レーティング制度改善への試み

制度改善に向けた新レーティング方式(新25項目評価)の試行

1. 背景・目的

2004年度のレーティング制度の本格導入から3年が経過し、制度そのものの有用性を検証する必要性が生じています。そこで、2006年度は事後評価案件324件を用いて、レーティング結果(表1)とその理由、案件の特性等を定量的に検討し、現行レーティングの特性・傾向を分析しました。その結果、現行のレーティング制度では、①裁量の余地があり、さらに明確な評価基準を導入する必要があること、②レーティングにおいてフローチャート方式を用いた場合と、総合得点方式を用いた場合、その結果に逆転現象が生じていること等(以下、レーティング結果の逆転現象)が指摘されています。そこで、2007年度以降は現行のレーティング制度、評価制度の改善に向けて、以下で紹介する25項目に基づく新レーティング

案(以下、新25項目評価)を試行的に取り入れ、結果を分析することで、レーティング制度改善に取り組んでいきます。

表1: 過去の事業のレーティングの分布

	妥当性	有効性	効率性	(期間)	(事業費)	持続性	総合
a	300 92.6%	231 71.3%	42 13.0%	52 16.1%	235 77.0%	151 46.7%	110 34.2%
b	23 7.1%	79 24.4%	227 70.3%	107 33.2%	57 18.7%	146 45.2%	120 37.3%
c	1 0.3%	14 4.3%	54 16.7%	163 50.6%	13 4.3%	26 8.0%	56 17.4%
d	-	-	-	-	-	-	36 11.2%
NA	0	0	1	2	19	1	2

2. 新25項目評価のコンセプト

新25項目評価では、評価基準をさらに明確にするために、評価項目を従来のDAC評価5項目から25項目へ細分化し、逆転現象への対応として、総合レーティングにあたっては、フローチャート方式から総合得点方式へ変更しています。また、評価項目をDAC5項目だけではなく、「制度・政策」「事業」「組織」「評価」という切り口で整理することで、案件の改善点をより明確にし、円滑な実施、持続的な効果発現をめざしています。以上の改善により、より客観的、よりの確なレーティング、きめ細やかな教訓・提言が可能になり、案件の改善につながる事が期待されます。

3. DAC評価5項目の細分化の検討

過去の事後評価結果、レーティング結果を踏まえて、DAC5項目ごとに追加項目の検討を行いました。その結果、細分化の案として新25項目(表4)をまとめました。

a. 妥当性

2006年度の分析において、対象事業(324件)のうち大半(約93%)が妥当性aであり、評価項目として有効に働いていない可能性および、評価にあたって恣意性が入っている可能性が指摘されました。そのため、新25項目評価では「事業内容・目的」「FS(フィージビリティ・スタディ)の水準」「他ドナーとの役割分担」「相手国他案件との役割分担」等を追加項目とし、より明確な基準を設けることとしました。

b. 有効性

大半が目標値との対比で達成度が示されておらず(約54%)、有効性指標の明確性・適切性があいまいであること、アウトプット(成果)が有効性の評価に十分に反映されていないことが確認されました。そのため、新25項目評価では「アウトプット」「データの質」「目標・指標の明確性・適切性」を追加項目としました。

c. インパクト

現行制度において、インパクトは有効性の一部として取り扱っており、レーティングへの反映についてはさまざまであることが確認されました。新25項目評価では「対象者への裨益」「自然環境へのインパクト」「住民移転・用地取得」を追加項目とし、レーティングにおけるインパクト項目の寄与を明確にしました。

d. 効率性

現行のレーティング制度では、効率性(期間)の大半(50.6%)がcであり、その理由の半数(55.4%)が「実施プロセスにおける問題」、中でも「調達の遅れ」が主であることが確認されました。また、遅延が起こるタイミングは「調達」「案件実施」「終了」でそれぞれ特徴があることが確認され、さらに詳細に分析することにより、より有用な教訓・提言を導き、案件改善につなげられるとの指摘がありました。新25項目評価では、期間の分析を「調達」「案件実施」「終了」段階に細分化しました。

表2: 遅延理由に関する分析(効率性「期間」)

区分 (件数/全体構成比)	要因	計 (全体構成比)
計画そのものの変更 (111件/18.9%)	計画の修正・変更	99 (16.8%)
	計画の修正・変更(期限延長)	12 (2.0%)
実施プロセスにおける問題 (326件/55.4%)	調達の遅れ	128 (21.8%)
	用地取得の遅れ	44 (7.5%)
	工事の遅れ	62 (10.5%)
	危機トラブル・修理・調整	10 (1.7%)
	請負業者の能力不足・財政難	12 (2.0%)
	手続き・折衝・調整の遅れ	70 (11.9%)
相手国政府・実施機関の問題 (54件/9.2%)	(相手国政府の)予算確保の状況	43 (7.3%)
	実施機関の体制	11 (1.9%)
そのほかの想定外の事情 (77件/13.1%)	天変地異	36 (6.1%)
	通貨危機	11 (1.9%)
	政策(政権)変更・政情不安・治安悪化	25 (4.3%)
	予想外の地理的条件等	5 (0.9%)
理由なし (20件/3.4%)	理由なし	20 (3.4%)

e. 持続性

現行のフローチャート上、最後にある持続性は評価項目が明確になっていないため、裁量の余地が大きいことが指摘されました。例えば、レーティング結果を運営維持管理機関の体制面、技術面、財務面及び運営維持管理状況の項目で整理した場合、1カ所に問題があった場合でも、レーティング結果はaからcまでばらつきが生じています。新25項目評価においては、運営維持管理機関の「体制」「技術・人材」「財源の確保」「運営維持管理状況」等を追加し、より定量的な評価をめざしています。また、持続性のレーティングが低い案件においては、相手国のガバナンスが不安定であるなど、将来の持続性の維持を危ぶむ外部条件の変化等の問題を抱えているケースが複数あったため、新25項目評価においてはこれらの項目も取り上げています。

表3: 持続性の詳細分析とレーティングの関係

区分(4区分*のうち、何箇所に問題があるか)	件数	レーティング		
		a	b	c
1カ所において問題が指摘	80	26	47	7
		32.5%	58.8%	8.8%
2カ所において問題が指摘	44	6	29	9
		13.6%	65.9%	20.5%
3カ所において問題が指摘	22	3	12	7
		13.6%	54.6%	31.8%
4カ所全てにおいて問題が指摘	10	0	7	3
		0.0%	70.0%	30.0%

*4区分とは「体制」「技術」「財務」「運営維持管理状況」

表4: 新25項目評価における評価項目

項目区分	評価項目	対応する DAC5 項目
【制度・政策】	1. 開発課題と整合しているか。	(妥当性)
	2. 他ドナーとの役割分担は適切か。	(妥当性)
	3. 相手国政府のほかの案件との役割分担は適切か。	(妥当性)
【事業】	4. 事業の目的・内容は明確か。	(妥当性)
	5. FFSの内容、質は求められる水準を満たしているか。	(妥当性)
	6. 事業はMDGに貢献するか。	(妥当性)
	7. 想定されるリスクの検討はなされているか。	(妥当性)
	8. アウトプットの達成度は目標に到達しているか。	(有効性)
	9. 効果目標は目標水準に到達しているか。	(有効性)
	10. 住民移転・用地取得は円滑、適切に実施されたか。	(有効性)
	11. 自然環境に負の影響を与えていないか。	(有効性)
	12. 事業効果は対象層に裨益しているか。	(有効性)
	13. 内貨予算手当てに起因する期間遅延は生じていないか。	(効率性)
	14. コンサルタント雇用に起因する期間遅延は生じていないか。	(効率性)
	15. 調達・工事に起因する期間遅延は生じていないか。	(効率性)
	16. 費用は計画の水準以内であったか。	(効率性)
	17. 現在価値は計画水準以上であったか。	(効率性)
	18. 事業継続に照らした外部要因は生じていないか。	(効率性)
【組織】	19. 相手国政府のガバナンスは機能しているか。	(妥当性)
	20. アウトプットの運営状況は予定通りか。	(持続性)
	21. 維持管理・運営体制は確保されているか。	(持続性)
	22. 維持管理・運営に必要な技術、人材は確保されているか。	(持続性)
	23. 運営・維持管理に必要な財源は確保されているか。	(持続性)
【評価】	24. 目標、指標は明確かつ適切であるか。	(妥当性)
	25. 適切な内容・質のデータがモニタリングされているか。	(有効性・妥当性)

4. フローチャート方式から総合得点方式へ

過去の評価結果を現行のフローチャート型、総合得点型の両手法を用いてレーティングを行ったところ、総合レーティング結果の逆転現象が一部確認されました。新25項目評

価では、項目ごとの得点の単純合計による総合得点方式とし、その結果を現行方式と比較検討を行うことで、よりの確なレーティング手法の開発をめざしています。

5. まとめ

以上、紹介した新25項目評価は、レーティング制度改善のための試行的な取組みではありますが、更なる評価の充実につながるものと思われます。今年度の事後評価による試行

を踏まえ、さらに評価項目、配点方式、評価基準・手法についての検討を行い、「より良い案件をより良く評価する」ということを目標に、更なる制度改善に取り組んでいく予定です。